

岩手県、宮城県、福島県における 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の 制度変更の経過措置について

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、以下の制度変更を行いますので、ご留意下さい。

- ①生産指標について、「前年同期」とではなく「前々年同期」と比較できる特例（東日本大震災被災地等における特例）が、平成25年3月10日に廃止されます。（※裏面参照）
- ②生産指標の減少割合について、平成25年4月1日より「5%以上の減少」から「10%以上の減少」に変更されます。（上記3県以外は平成24年10月1日に変更済み）



岩手県、宮城県、福島県の事業所について、経過措置を設けることになりました（平成25年3月29日まで）

岩手県、宮城県、福島県の事業所については、

◆現在の対象期間が終了していても、新たに対象期間を設けることができる特例を設けます（平成25年3月29日まで）

※通常、現在の対象期間（助成金の支給対象となる期間：1年間）が終了するまで新たな対象期間を設けることはできません。

- ①「前年同期」とではなく「前々年同期」と比較できる特例の適用を希望する事業主
→ 対象期間の初日を平成25年3月10日とする計画届を、平成25年3月29日までに提出して下さい。 ※通常、遡及手続きはできません。
- ② 生産指標について、「5%以上の減少」の要件の適用を希望する事業主
→ 対象期間の初日を申請日の翌日以降平成25年3月末までのいずれかの日とする計画届を平成25年3月29日までに提出して下さい。

※通常の要件で雇調金を利用する事業主は、今回の手続きは必要ありません。

※ 詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。



厚生労働省・ハローワーク

